

# 「年金・おくやみコーナー」にお持ちいただきたいもの

～お越しの際は、下記のものをお持ちください～

手続きする方は、相続人代表者と喪主です。  
代理人の場合は委任状が必要です。（別紙委任状をご利用ください）

## 《手続きをする方のもの》

<input type="checkbox"/>	認め印【お越しになる方・相続人代表者・喪主】
<input type="checkbox"/>	お越しいただく方の本人確認書類 ① 官公庁が発行した顔写真付の証明書 （例）運転免許証、個人番号（マイナンバー）カード、身体障害者手帳など ② ①がない場合は2点 （例）被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳など
<input type="checkbox"/>	個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カード
<input type="checkbox"/>	喪主が、確認できるもの （会葬礼状、葬儀の請求書、火葬許可証、新聞おくやみ欄など）
<input type="checkbox"/>	預貯金通帳またはキャッシュカード【相続人代表者・喪主】 預貯金通帳と通帳届出印（市税等の口座振替を変更する場合）
<input type="checkbox"/>	相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、 遺言書[公正証書等（検認済のもの）]

## 《お亡くなりになられた方のもの》

<input type="checkbox"/>	年金手帳、年金証書 配偶者がいる場合は配偶者の年金手帳、年金証書
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（印鑑登録カード）、住民基本台帳カード（作成されている場合）
<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険証 （国保加入世帯の世帯主死亡の場合、加入者全員の被保険者証）
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳
<input type="checkbox"/>	その他市役所から交付された証書類（心身障害者医療費受給者証など）

※お亡くなりになられた方のものが、紛失などにより見当たらない場合は、その旨お申し出ください。

※手続きによっては、上記以外の書類が必要になる場合があります。  
（3ページからの「ご遺族が行う手続き一覧」をご確認ください）